

鳩山監査委員告示第 2 号

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度鳩山町水道事業会計決算について審査した結果を次のとおり公表する。

令和 6 年 9 月 11 日

鳩山町監査委員 戸 口 章

鳩山町監査委員 日 坂 和 久

鳩 監 第 42 号
令和 6 年 8 月 20 日

鳩山町長 小川 知也 様

監査委員 戸 口 章

監査委員 日 坂 和 久

令和 5 年度鳩山町水道事業会計決算の審査結果について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度鳩山町水道事業会計決算について審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

審 査 の 概 要

- | | |
|--------------|---|
| 1. 審 査 の 期 日 | 令和6年7月19日 |
| 2. 審査した事業所 | 鳩山町上下水道課 |
| 3. 審査の手続き | 決算審査に当っては、鳩山町長から提出された決算書並びに付属財務諸表が、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため会計諸帳簿との照合等通常実施すべき審査手続きを適用した。 |

審 査 の 結 果

1. 決算書類について

審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び関係法令に準拠し、かつ、会計の原則に則って作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に示しているものと認められた。

2. 経営成績について

令和5年度の事業総収益は、2億5,334万3,824円となり、前年度に比べ312万7,155円、1.2%減少した。この主な要因は、給水収益及び雑収益は増加したが、前年度に比べ長期前受金戻入及び加入金収益が減少したことなどによるものである。

次に事業総費用は、2億6,316万1,763円となり、前年度に比べ756万3,067円、3.0%の増加となった。

この結果、当期は981万7,939円の純損失となった。

3. 業務状況について

令和5年度の給水人口は、町の人口減少に伴い12,899人と前年度に比べ209人、1.6%の減少となった。年間総配水量は1,699,891 m³で前年度に比べ42,877 m³、2.6%の増加となっている。また、年間有収水量は1,466,987 m³で前年度に比べ8,248 m³、0.6%の減少となり、有収率は86.3%と前年度より2.7ポイント減少した。

なお、給水普及率は前年度と同数値の99.9%である。

【業務内容】

区 分	年間総配水量 (m ³)	年間有収水量 (m ³)	有収率 (%)	施設利用率 (%)	最大稼働率 (%)
5 年度	1,699,891	1,466,987	86.3	81.5	90.2
4 年度	1,657,014	1,475,235	89.0	79.7	89.7
比 較	2.6%	△0.6%	△2.7	1.8	0.5

4. 財政状況について

令和5年度末の資産総額は、29億4,547万7,964円となり、前年度に比べ4,052万2,354円、1.4%の減少となった。資産の内訳については、固定資産における有形固定資産のうち、構築物が1,279万6,005円減少したことなどにより、前年度に比べ1,011万5,416円、0.5%減少した。また、流動資産については、現金預金2,390万674円減少したことにより、前年度に比べ2,708万8,880円、3.7%の減少となった。

負債総額は、4億8,007万8,476円となり、前年度に比べ3,070万4,415円、6.0%の減少となった。この要因については、繰延収益の長期前受金収益化累計額が減少したことによるものである。

資本総額は、24億6,539万9,488円で前年度に比べ981万7,939円、0.4%の減少となった。資本の内訳については、自己資本金は、18億8,602万2,456円となり前年度に比べ1,988万3,782円、1.07%の増加となった。また、剰余金については、前年度と同額の5億454万2,422円となった。

以上が令和5年度決算における財政状況である。なお、負債及び資本の合計額は、29億4,547万7,964円であり、資産総額と一致している。

5. 建設改良事業について

資本的支出における建設改良費の決算額は、8,464万4,439円となり、前年度に比べ884万9,510円、9.5%の減少となった。また、企業債償還金は、179万662円となり、前年度に比べ340万4,502円、65.5%減少し、資本的支出の決算額は8,643万5,101円となり、前年度に比べ1,225万4,012円、12.4%の減少となった。

資本的収入の決算額は、250万円となった。

資本的収入の決算額から資本的支出の決算額を差し引くと8,393万5,101円の

不足額が発生するが、この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から 644 万 9,224 円、減債積立金 179 万 662 円及び過年度分損益勘定留保資金から 7,569 万 5,215 円により補填している。

6. 総括

以上が令和 5 年度水道事業会計決算審査の概要である。

審査に付された令和 5 年度鳩山町水道事業会計決算書並びに付属財務諸表の各数値に誤りはなく、必要な証書類も整備され概ね適正なものと認められる。

令和 5 年度決算は、前年度に比べ事業総収益が減少し、事業総費用が増加したため、981 万 7,939 円の純損失となった。今後においても、給水人口の減少をはじめ、節水機器の普及などにより水需要の増加は見込めない。また、配給水設備の更新整備、老朽管の更新などを考慮すると、依然として厳しい財政状況が続くものと思われる。

なお、老朽管の更新について、令和 2 年 3 月に、安心・安定的な水の供給と健全な事業運営と、「安全」、「強靱」、「持続」の目標達成のため、将来の実現方策を示した「鳩山町第 2 次水道ビジョン」及び「経営戦略」を策定しているが、各年度の計画に沿って工事等が実施されていない状況である。今後、災害発生時や突発的な事故に対応することが困難であると思われる。できるだけ計画に基づいた事業を推進する必要があるが、計画のとおり進められない場合は、計画の見直しを検討する必要があると考える。

その他、赤字要因の大部分が漏水であると判明もしております。喫緊の課題として漏水の激しい部分の調査と修繕が必要である。また、内部留保資金を、漏水対策を含む老朽管修繕等に、いかに活用していくのかを示していただきたい。

今後の事業運営にあたっては、経営全般にわたり分析を行い、効率的な運営に取り組み、引き続き安全で良質な水の安定給水に努められたい。

鳩 監 第 43 号
令和 6 年 8 月 20 日

鳩山町長 小川 知也 様

監査委員 戸 口 章

監査委員 日 坂 和 久

令和 5 年度鳩山町下水道事業会計決算の審査結果について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度鳩山町下水道事業会計決算について審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

審 査 の 概 要

- | | |
|--------------|--|
| 1. 審 査 の 期 日 | 令和 6 年 7 月 19 日 |
| 2. 審査した事業所 | 鳩山町上下水道課 |
| 3. 審査の手続き | 決算審査に当っては、鳩山町長から提出された決算書並びに付属財務諸表が、下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため会計諸帳簿との照合等通常実施すべき審査手続きを適用した。 |

審 査 の 結 果

1. 決算書類について

審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び関係法令に準拠し、かつ、会計の原則に則って作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に示しているものと認められた。

2. 経営成績について

令和 5 年度の事業収益は、農業集落排水事業収益 7,472 万 1,950 円、浄化槽設置管理事業収益 3,724 万 8,778 円、合計 1 億 1,197 万 728 円となった。

次に事業費用は、農業集落排水事業費用 5,220 万 1,693 円、浄化槽設置管理事業費用 2,882 万 7,405 円、合計 8,102 万 9,098 円となった。

この結果、損益において営業収支では 5,964 万 6,424 円の損失が生じたが、営業外収益として、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入等の収益があったため 3,094 万 1,630 円の純利益となった。

経営の健全性を示す経常収支比率は、農業集落排水事業で 145.1%、浄化槽設置管理事業で 129.0%と、2 事業とも健全経営の水準とされる 100%を上回っているが、一般会計からの繰入金に頼った経営となっている。

また、使用料水準の妥当性を示す経費回収率は、農業集落排水で 39.1%、浄化槽設置管理事業で、75.4%と事業に必要な費用を使用料で賄えていない状況にある。

【経営指標（令和 5 年度）】

	農業集落排水事業	浄化槽設置管理事業
経常収支比率	145.1%	129.0%
経費回収率	39.1%	75.4%

有形固定資産減価償却率	43.2%	30.3%
管渠老朽化率	0.0%	0.0%

3. 業務状況について

下水道事業については、令和 5 年 4 月から地方公営企業法を適用した企業会計に移行したことにより、財務諸表を作成比較することで、自らの経営を把握するとともに経営の「見える化」を進めた。

令和 5 年度末の農業集落排水事業の総接続戸数は 258 戸、前年度に比べ 3 戸、1.2%の増加になった。処理人口は 739 人、前年度に比べ増減がなかった。年間処理水量は 62,342 m³、前年度に比べ 8.0%の減少となった。

また、設置浄化槽総数は 255 基で、前年度に比べ 10 基、4.1%の増加になった。

4. 財政状況について

令和 5 年度末の資産総額は 8 億 8,388 万 4,472 円で、固定資産は 8 億 4,476 万 9,489 円、流動資産は 3,911 万 4,983 円となった。

負債総額は、8 億 2,185 万 8,049 円で、固定負債は 2 億 6,211 万 1,880 円、流動負債は 3,416 万 4,635 円、繰延収益は 5 億 2,558 万 1,534 円となった。

資本総額は、6,202 万 6,423 円で、資本金 3,108 万 4,793 円、剰余金は 3,094 万 1,630 円となった。

以上が令和 5 年度決算における財政状況である。なお、負債及び資本の合計額は、8 億 8,388 万 4,472 円であり、資産総額と一致している。

5. 建設改良事業について

資本的支出における建設改良費の決算額は、農業集落排水事業は 1,233 万 8,700 円、浄化槽設置管理事業は 1,000 万 2,300 円、合計 2,234 万 1,000 円となった。また、企業債償還金は、農業集落排水事業は 2,227 万 1,629 円、浄化槽設置管理事業は 440 万 9,261 円、合計 2,668 万 890 円となった。

資本的収入の決算額は、農業集落排水事業は 3,479 万 6,629 円、浄化槽設置管理事業は 1,441 万 1,561 円、合計 4,920 万 8,190 円となった。

資本的収入の決算額から資本的支出の決算額を差し引くと 18 万 6,300 円となり、翌年度の建設改良費の財源として繰り越した。

6. 総括

以上が令和5年度下水道事業会計決算審査の概要である。

審査に付された令和5年度鳩山町下水道事業会計決算書並びに付属財務諸表の各数値に誤りはなく、必要な証書類も整備され概ね適正なものと認められる。

事業運営にあたっては、経営全般にわたり分析を行うとともに、効率的な運営に取り組み、引き続き地域の実情に合った効率的で適正な生活排水処理対策に努められたい。